

学内広報

2004. 2. 25
東京大学広報委員会

第2次学力試験（前期日程・後期日程）の出願受付終わる



(12ページに関連記事)

目次

一般ニュース	2	間情報科学」シンポジウム 掲示板	14
総長の海外出張、評議会（2月17日（火）） 承認事項、第2次学力試験（前期日程・後 期日程）の出願受付終わる、第2次学力試 験（前期日程）及び外国学校卒業学生特別 選考の受験者数決まる		第101回（平成16年・春季）公開講座の開 催決まる メインテーマは「はじまり」、中 央食堂の休業について、東京大学21世紀 COEプログラム「国家と市場の相互関係 におけるソフトロー」第1回シンポジウム 開催、総合図書館備付け図書の推薦につい て	
部局ニュース	13	淡青評論「日米の講義のちがいについて」…	20
退官教官の最終講義、「人文社会科学の空			

≡ 一般ニュース ≡

総長の海外出張

平成16年3月20日（土）～平成16年3月23日（火）AGS年次総会に出席のため、チャルマーズ工科大学（スウェーデン）へ出張する。

評議会（2月17日（火））承認事項

東京大学総長の任期に関する規則の制定

国立大学法人東京大学の総長の任期に関する規則案が次のとおり承認された。

なお、この規則は、本年4月1日に開催予定の「総長選考会議」で審議後、「役員会」において正式に決定されることとなる。

東京大学総長の任期に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京大学の総長の任期に関する規則を定める。

（任期）

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、引き続いて再任されることができない。

第3条 前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて1回に限り再任されることができる。

（規則の改廃）

第4条 この規則の改廃は、東京大学総長選考会議の審議を経て、これを行う。

附 則

1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

2 第2条第1項の規定は、平成21年4月1日から適用する。平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間については、総長の任期は4年とする。

東京大学知的財産ポリシーについて

大学で生まれた知的創造物を保護し、社会に役立てるための責任を東京大学が自覚し、その体制整備を行う必要性が明示されるに至ったことにより、東京大学の知的財産の取扱い方針を定める知的財産ポリシーが次のとおり策定された。

東京大学知的財産ポリシー

1. 目的

東京大学は、文字どおり「世界の東京大学」として、世界の公共性に奉仕しつつ、日本国民からの付託に応えて日本社会に寄与することをその役割と自認してきた。そしてその役割を果たすため、国籍、民族、言語等のあらゆる境を超えた人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡のとれた持続的な発展、科学・技術の進歩、及び文化の批判的継承と創造に、その教育・研究を通じて貢献を志してきた。

21世紀に入りこのような東京大学を取り巻く環境は大きく変化しつつある。すなわち知があらゆる領域で決定的な意味をもつ社会の到来を迎え、大学外における知を創造する場との連携は、大学における教育・研究の発展にますます大きな意味をもちつつある。このような観点から、東京大学は、その自治と自立を希求するとともに、世界に向かって自らを開くことが従前以上に社会から要請されていると考えられる。すなわちその研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を創造して、大学と社会の双方向的な連携を推進する活動を高めなければならない。このような背景から、大学で生まれた知的創造物を保護し、社会に役立てるための責任を東京大学が自覚し、その体制整備を行う必要性が明示されるに至ったことにより、東京大学の知的財産の取扱いの方針を定めるポリシーの策定を内外に明らかにするものである。

2. 基本的考え方

大学に課せられた最大の使命は教育と次世代のための研究である。同時にその活動によって得られた知的創作の成果は、遅滞なく社会に還元され活用されるべきものである。このような社会連携活動は、教育・研究に匹敵する重要な使命であるといえる。

これら社会連携活動を円滑に行う方策の一つとして、知的創作物の保護・管理・活用のための仕組みを創設し、この仕組みを円滑に運用することは、成果の社会還元、健全かつ活発な研究活動の推進のため極めて重要である。東京大学における知的創作物に関し、適切な範囲で知的財産権として保護し、有効な利用を促進するため、本ポリシーを定める。

東京大学のすべての教職員とそれに準じる者は、本ポリシーの要請に従った報告と、それに伴うすべての責務を負う。

3. 知的財産の帰属・承継

東京大学において創造された知的財産の取扱いに際しては、グローバル化の著しい中での国際社会への貢献、我が国の国際競争力強化、さらには東京大学自身の競争力強化など、多様な視点を尊重したものでなくてはならない。そしてその多様な視点に基づき、東京大学の構成員は、創造された知的財産にとって、最も適切な社会貢献の方策をとらなければならない。

その知的創作物が知的財産権として保護されるべきも

のと判断された場合、その知的財産の普及を促進し、社会に貢献し、結果として得られた資金を新たな研究開発に投入するシステムを構築し、それを利用することが適切である。

公的資金を投じた成果として東京大学において生み出された知的財産の社会還元の責務は、教職員及びその機関にあり、その最も適切な管理・活用方法は、原則として東京大学に機関帰属する仕組みであると考えられる。

東京大学は、創作者の名誉と権利を保護し、権利化や活用に関わる事務等による教育・研究活動の阻害をなくし、さらには知的財産の活用により社会への貢献を示し、結果として適正な技術移転収入を得ることで、知的財産の創作者に適切なインセンティブを与え、このことの帰結として新たな社会貢献の源泉たる研究活動の促進を可能とするため、大学内で創造された知的財産について管理・活用し、係争にも対応できる適切な仕組みを設けることとする。

4. 知的財産の取扱い

(1) 機関管理・活用の対象とするべき知的財産

知的財産は、知的創作物と営業上の標識とに大別される。本基本方針においては、営業上の標識については対象とせず、教官の研究成果として生み出される知的創作物を本基本方針の対象とする。知的創作物についての権利としては、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、回路配置利用権、育成者権（種苗法における）、及びノウハウや研究開発成果としての有体物（マテリアル）がある。これらの知的財産権について、東京大学は機関としての明確なポリシーを有する必要がある。しかしこれらの知的財産権に関しては、その権利の種類によって、取扱いのスキームが異なるため、一括した取扱いは困難である。そのため対象となる知的財産権についてカテゴリーを分けてその管理・活用方法を定めることとする。

(2) 特許権等の機関管理・活用の基本方針

ここでは東京大学における特許権、実用新案権についてその取扱いの基本方針を定めたものである。また意匠権、育成者権の取扱いについても、特許権、実用新案権の取扱いに準じて管理・活用される。この細目については別途定める。

① 職務関連発明等とその届出

公的研究資金若しくは大学の資金を使用して大学において行った研究、または大学の施設を利用して行った研究の結果生じた発明・考案（以下「発明等」とする。）は、東京大学に機関帰属させる発明等の候補に該当し、東京大学としては、このような発明等を職務関連発明等とみなす。

本基本方針の対象者が発明等を行った場合は、速やかに各部局の知的財産委員会（仮称）に届け出なければならない。各部局の知的財産室はこれらが職務関連発明等に該当するかどうかを迅速に判断する。各部局の知的財産室によって職務関連発明等と判断されたものに関しては、速やかに東京大学産学連携推進室・知

的財産部（仮称）に届出を行うものとする。

② 機関帰属の判断

東京大学産学連携推進室・知的財産部（仮称）では各部局より届けられた職務関連発明等と判断されたものを、機関帰属としかどうかの判断を迅速に行うものとする。この判断に際しては、当該案件の産業上利用性、新規性、進歩性、社会への貢献度、収益性、権利化費用などを総合的に判断する。客観的な判断を行うために、調査等の作業を外部委託し、判断のための意見を求める機能を備える。ただし、機関帰属の判断は最終的には、東京大学産学連携推進室・知的財産部（仮称）が行う。

機関帰属としないと判断された案件は、発明者にその取扱いが委ねられることとする。その場合、本発明について発明者個人が権利化・活用を行った場合についても、産学連携推進室・知的財産部（仮称）への経過報告がなされるものとする。

③ 共同研究成果の帰属・管理・活用

東京大学において創造される発明等の知的財産のうち相当数は民間企業や他の法人等との共同研究の成果であることが予想される。これらに対しては、まず適切な共同研究契約を結び、成果の権利化においては共同出願等によって対処することになる。これらの案件については、発明等への貢献の度合いにより持分比率を定め、またその活用の方針に適した権利化に係る費用負担の割合などが決められるなど柔軟性のある管理方法が必要である。またこれら共同出願した発明等について、その最大限の活用を実現させるため、共同出願人との最も適した役割分担が可能となるよう、持分の譲渡などを含む柔軟な手段が講じられることが必要であり、このための交渉と契約の作業が必要不可欠である。

東京大学として、このような案件に対する作業に柔軟に取り組める組織作りと、外部委託を含む作業プロセスを整備する。

④ 機関帰属する発明等の活用の推進

東京大学は、共同出願人、外部TLO等と連携して、東京大学に機関帰属する発明等が広く社会で活用されるよう努力する。東京大学における知的財産の活用の方針として、東京大学が国費の支援を受けていることを十分に勘案し、説明責任を充分果たせるような運用を行わなければならない。したがって、機関帰属する発明等の管理・活用に係る権利化・承継・係争等の支出は、最終的には技術移転収入によって賄われるべきものである。このため機関帰属とする発明等すべてに対して継続的かつ適切な評価が行われる。

⑤ 発明者等へのインセンティブ

東京大学に機関帰属する発明等の技術移転収入などは、権利化・承継に係わる経費を控除した後、発明者等、研究室、部局、大学に適切に定められた割合で分配される。係争に係わる経費に対しては別途対処する

ものとする。

⑥ 機関帰属する発明等の学術目的での利用

東京大学に機関帰属する発明等が純粋に学術目的に利用される場合においては、研究開発の継続発展的な推進が、大学における知的創造活動の主要目的であることに鑑み、無償供与を含む適切な対応がなされる。

5. 特許権等以外の知的財産権に関わる基本方針

著作権、回路配置利用権、及びノウハウや研究開発成果としての有体物（マテリアル）などの特許権以外の知的財産権については、それぞれの知的財産権の特性を充分考慮した上で、機関として管理・活用すべきものと、教官個人が管理・活用すべきものを別途細目を定めて、社会還元を図ることとする。

6. 知的財産権の管理・活用に関わる実施体制

東京大学産学連携推進室・知的財産部（仮称）が、各部署の知的財産室、外部TLO、産学連携推進コンサルタント等と協同して知的財産権の管理・活用を行う。この際、発明者等との適切な連絡・相談を行うとともに、発明者等が行うべき手続き等もルール化し、すべての機能が迅速かつ効率的に行われるよう努力しなければならない。

東京大学における教職員等による発明等の取扱規則の制定

国立大学の法人化に伴い、原則として個人帰属から機関帰属へ移行される本学教職員等が行った発明等の基本的な取扱いについて、東京大学知的財産ポリシーに基づき定める本規則案が承認された。

また、この規則は、本年4月1日に開催予定の「経営協議会」で審議後、「役員会」において正式に決定されることとなる。なお、文言等に変更の可能性を残していることに留意願いたい。

東京大学における教職員等による発明等の取扱規則（案）

第1章 目的

（目的）

第1条 本規則は、東京大学（以下「大学」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明等及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

（外国出願）

第2条 本規則は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関しても、これを準用する。

第2章 定義

（定義）

第3条 本規則において、次に掲げる用語は、次の定義

によるものとする。

(1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権の対象となるものについては発明

ロ 実用新案権の対象となるものについては考案

ハ 意匠権の対象となるものについては意匠の創作

ニ 育成者権の対象となるものについては品種の育成

(2) 「発明者等」とは、発明者、考案者、意匠の創作者及び品種の育成者の総称をいう。

(3) 「特許等」とは、特許、登録実用新案、登録意匠及び登録品種の総称をいう。

(4) 「特許権等」とは、特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権及び種苗法による育成者権、並びにこれらの外国における各権利に相当する権利をいう。

(5) 「出願等」とは、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は品種登録出願等の発明等に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。

(6) 発明等の「実施」とは、特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項、意匠法第2条第3項及び種苗法第2条第4項に定める行為をいう。

(7) 「職務に関連する発明（以下「職務関連発明」という。）」とは、公的研究資金若しくは大学が資金その他の支援をして行う研究、又は大学が管理する施設を利用して行った研究等に基づき、教職員等が行った発明等をいう。

(8) 「その他の発明」とは、教職員等の行った発明等のうち、職務関連発明を除いたものをいう。

(9) 「教職員等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 大学の専任教職員

ロ 大学の客員教職員であり、かつ職務関連発明につき契約がなされている者

ハ その他任用にあたって職務関連発明につき契約がなされている者

(10) 「学生」とは、大学と雇用関係のない学生をいう。

第3章 権利の承継と帰属

（機関帰属の原則）

第4条 大学は、教職員等の行った職務関連発明の特許等を受ける権利を承継することができる。

2 大学は、職務関連発明について教職員等以外に発明者がいる場合は、教職員等の特許等を受ける権利の持分を承継することができる。

3 職務関連発明であっても、大学が承継する必要がないと認めるときは、教職員等に帰属させることができる。

4 発明等を行った教職員等は、大学がその特許等を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、その特許等を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

5 その他の発明について、必要と認めるときは、大学はその教職員等の同意を得てその特許等を受ける権利を承継することができる。

- 6 その他の発明で前項に該当しないものは、教職員等に帰属する。
- 7 特許等を受ける権利を行使することが社会貢献上適切でないとは判断される研究成果については本条の限りではない。

(退職後の取扱い)

第5条 教職員等が退職した場合においても、当該発明等が職務関連発明に該当する場合の取扱いは、本規則によるものとする。

(守秘義務)

第6条 大学及び教職員等は、当該発明等の内容等の事項について、特許等を受ける権利を確保するために必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、大学と教職員等が合意の上公表する場合、及び大学又は教職員等の責によらずして公知となった場合は除く。

(学生の発明等)

第7条 学生が次の各号の発明等を行った場合は、第15条に準じて所属する部局に届け出るものとする。

- (1) 教職員等と共同で行った発明等
 - (2) 自身の大学での研究成果に関わる発明等
 - (3) 現在所属する、又は過去に所属した研究室における研究に関する発明等
- 2 学生は、大学の籍を失ってから6か月以内に行った発明等についても、前項の届出をなす義務を負う。
- 3 学生は、届け出た発明等に関して第6条に定める守秘義務を負う。
- 4 大学は発明者等である学生の同意を得て、特許等を受ける権利を承継することができる。
- 5 前項によって権利が承継された場合、教職員等の発明等に準じて、実施料等の支払いを行う。

第4章 発明等の処理機関

(知的財産部)

第8条 本規則に定める事務を行うため、全学組織として知的財産部(仮称)を設置する。

(機関帰属の判断)

第9条 知的財産部は、教職員等より届け出られた発明等を大学が承継することの可否を決定する。

(出願に関するコンサルティング)

第10条 知的財産部は必要に応じて、発明等の新規性や権利化の範囲などについて、発明者等に対するコンサルティングを行う。

(譲渡・出願・中間処理・登録・維持等に関する業務)

第11条 知的財産部は、大学が承継するとした発明等について、発明者等からの権利移転手続、出願から登録にいたる手続、権利化後の維持手続の可否を判断し、必要となった手続を速やかに実施する。

2 知的財産部は、前項の手続業務の全て、或いは一部を第三者に委託することができる。

(技術移転に関する業務)

第12条 知的財産部は、大学で権利化した発明等について、その活用を推進し、必要と判断したときは、第三

者に技術移転を行う。

2 知的財産部は、技術移転の方法として専用実施権又は通常実施権の許諾、権利の譲渡のうちから、当該発明等が社会に最も寄与すると考えられるものを選択する。

3 知的財産部は、第1項の業務の全て、或いは一部をTLO等の第三者に委託することができる。

(係争に関する業務)

第13条 大学は、大学が所有する特許等を受ける権利及び特許権等について、その権利を守るために法的手段を講じる。

(部局の知的財産管理機能)

第14条 発明者等が所属する部局は、当該発明等が職務関連発明であるか否かを認定する。

2 部局の長は、前項の認定に必要な機関として知的財産室等を設置できる。

第5章 処理手続

(発明等の届出)

第15条 教職員等は、発明等を行ったときは別に定める様式によって、速やかに所属する部局に届け出るものとする。

(職務に関連する発明の認定)

第16条 部局は、第15条の規定による届出があったときは、その報告に基づき職務関連発明であるか否かを決定する。

2 部局は、前項の規定によって、当該発明等に関する決定を2週間以内に行い、当該教職員等に通知しなければならない。

3 部局は、第1項の規定による決定後、職務関連発明と判断した発明等及び発明者等が大学による権利化を希望する発明等を速やかに知的財産部に案件送付する。

4 部局は、第1項の規定による決定が2週間以内に行えないときは、知的財産部に決定を委ねることを付記して、知的財産部に案件送付する。

5 知的財産部は、前2項の案件送付があったときは、速やかに当該教職員等に受理した旨を通知しなければならない。

(権利の承継と譲渡書の提出)

第17条 知的財産部は、前条第3項による案件送付のあった発明等につき特許等を受ける権利を大学が承継するか否かを決定する。

2 知的財産部は、前項の規定による決定を行ったときは、当該教職員等に通知しなければならない。

3 教職員等は、当該発明等につき特許等を受ける権利を大学が承継すると決定したときは、別に定める様式による権利譲渡書を大学に提出しなければならない。なお、第4条第5項の場合においても同様とする。

(部局決定に対する異議申し立て)

第18条 発明者等は、第16条による部局の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に部局に対し、異議を申し立てることができる。

2 部局は、異議の申し立てがあったときは、再度審議

を行い異議申し立ての当否を決定する。

- 3 部局が前項の決定を行ったときは、当該発明者等にその結果を通知する。

(知的財産部に対する異議申し立て)

第19条 発明者等は、第17条による知的財産部の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に知的財産部に対し、異議を申し立てることができる。

- 2 知的財産部は、異議の申し立てがあったときは、再度審議を行い異議申し立ての当否を決定する。

- 3 知的財産部が前項の決定を行ったときは、当該発明者等にその結果を通知する。

(職務関連発明の報告義務)

第20条 教職員等は、第4条第3項により特許等を受ける権利を得て、権利化を図るときは、経過を知的財産部へ報告しなければならない。

(迅速な処理を要する場合の特例)

第21条 教職員等は、研究成果の公表或いは発明等の優先権確保の必要がある場合、第17条第2項による通知を受ける前に、迅速な処理を必要とする理由を大学に通知することにより、自らの責任において出願等を開始することができる。その際、当該教職員等は、本条第4項の手続を阻害することを行ってはならない。

- 2 前項の場合でも、第4条第4項による権利譲渡の禁止、第6条による守秘義務は適用される。

- 3 教職員等は、第20条に準じ、手続の経過を知的財産部へ報告する義務を負う。

- 4 大学は、第17条第1項の規定に基づき当該発明等の承継を決定した場合には、本条第1項の規定により教職員等が出願等を行った発明等につき特許を受ける権利又は特許権を承継することができる。ただし、大学はその出願等に要した費用を教職員等に支払わなければならない。

第6章 補償と実施料等の収入分配

(権利承継による補償の支払い)

第22条 大学は、大学が次の各号に掲げる場合において特許等を受ける権利又は特許権等を取得したときは、その特許等を受ける権利又は特許権等に係る発明を行った教職員等に対し、別に定める補償金を支払うものとする。

- (1) 大学が特許等を受ける権利を承継し、これが登録になったとき(登録補償)

- (2) 大学が特許権等(出願済みの発明等の特許等を受ける権利を含む。)を譲り受けたとき(譲受補償)

(実施による利益及び実施料等の収入による補償の扱い)

第23条 大学は、大学がその所有する特許権等の実施により利益実績を得たとき、又は大学が所有する特許等を受ける権利又は特許権等を第三者に実施許諾若しくは譲渡して収入を得たときは、その利益実績又は実施料等の収入に応じて当該発明等を行った教職員等に対し、第24条及び第25条に従って補償金を支払う。

(経費の控除)

第24条 大学は、利益実績又は実施料等の収入から、必要経費を控除して分配金総額を算定する。

(利益実績及び実施料等の収入の分配)

第25条 大学は、前条に定める経費を控除した分配金総額(年額)を、次に定める割合で分配する。

- (1) 分配金総額のうち、40%を発明者等に補償金として分配する。

- (2) 残りの分配金総額を当該発明等の届出を受理した部局と大学で等分する。

- 2 発明者等は、大学に届け出ることにより本条の分配金を受ける権利を放棄し、その分配金の全額を研究室等へ分配させることができる。

(共同発明者に対する補償と分配)

第26条 第22条及び第23条の補償金は、それを受ける権利を有する教職員等が2人以上あるときは、それぞれ均分した額を支払う。ただし、持分について事前に発明者等である全教職員等の同意がある場合には、その持分に応じて支払うものとする。

第7章 雑則

(本規則の改廃)

第27条 本規則の改廃は、教育研究評議会の審議を経て行う。

(既存の契約)

第28条 本規則の施行前に締結された契約により、発明等の取扱いが合意されている場合は、当該契約の合意事項に従う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 東京大学発明規則(昭和54年4月17日制定)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則が施行されてから1年間に行われた教職員等の発明等については、次の各号による。

- (1) 教職員等は、第16条第5項による通知後2週間が経過しても、第17条の決定がなされない場合、第4条第3項の決定があったものとして自己で権利化をはかることができる。

- (2) 前号の場合、教職員等は、自己権利化をはかることを知的財産部に報告するとともに、第20条の報告義務を負う。

(経過措置の見直し)

- 4 大学は、本規則の施行日の1年後に、前項の経過措置の見直しを行うものとする。

了 解 事 項

本規則は、平成16年4月1日以降になされた発明等に適用され、平成16年3月31日以前になされた発明等においては、旧東京大学発明規則(平成15年1月29日付け14文科振第718号文部科学大臣決定「文部科学省の職員の職務発明等に対する補償金支払要領」を含む。)が適用さ

れるものとする。

また、平成16年4月1日より前になされた発明等に基づく出願等を基礎とした優先権主張を伴う出願、その優先権主張を伴う出願を基礎とした分割出願及び変更出願並びに平成16年4月1日より前になされた発明等に基づく出願等を原出願とした分割出願及び変更出願は、同様に従前のとおりの取扱いをするものとする。

ただし、本規則施行後に、東京大学に対し発明等の特許等を受ける権利又は特許権等が譲渡される場合は、本規則の補償等の規定を適用することを妨げない。

東京大学利益相反ポリシーについて

東京大学として、産学官連携の推進に当たり、利益相反の問題について本学及びその教職員が取組むべき姿勢と対処するためのルールが、利益相反ポリシーとして、次のとおり策定された。

東京大学利益相反ポリシー

1. 目的

国立大学法人である東京大学は、東京大学憲章が明かにするように、教育と研究をその使命とする。附属病院はさらに患者の治療をも使命とし、治験者の安全にも責任を負う。これら大学の使命を果たすべく、教職員は誠実かつ忠実に職務を遂行する義務を負う。

他方、今日の大学は、自らの研究成果を社会との日常的連携により活用することによって積極的に社会に貢献することを、今まで以上に求められるようになってきている。とりわけ、新技術・新事業・新たな経営手法による経済の活性化が課題になっていることから、産学官連携による大学の研究成果の社会還元への期待が高まっている。また、教員が立法や行政施策の立案等に関し、専門的見地から様々な助言等を行なうことも、期待されているところである。このような産学官連携による研究等が、大学の本来の使命にもかなう場合が多いことは、認識されるべきである。

しかし産学官連携を進める過程においては、連携の結果、教職員が企業等の関係で有することになる利益や負うこととなる義務が、大学がその使命に基づき教職員に求める義務（大学の利益）と衝突する場合も生じうる。利益相反（いわゆる責務相反を含む）といわれる状況である。

利益相反行為を放置し、大学としての使命をないがしろにすることは、国立大学法人としての東京大学に許されることではない。そこで東京大学としては、産学官連携の推進に当たり、利益相反の問題について東京大学及びその教職員が取組むべき姿勢と対処するためのルールを、利益相反ポリシーとして内外に明らかにするものである。

2. 利益相反ポリシーの基本的な考え方

東京大学は、産学官連携による大学の研究成果の社会還元を積極的に推進する。また教職員のそのような活動を奨励する。

しかしその過程で生じる利益相反による大学の使命・利益の侵害は防止しなければならない。そこで東京大学は、産学官連携を公正かつ効率的に推進するために、教職員の利益相反行為を防止し、万一生じた利益相反行為を解決するためのルールを設けることとした。それが本利益相反ポリシーである。

東京大学は、産学官連携のパートナーとなる産業界や行政、さらには社会全体に対しても、本利益相反ポリシーの理解と協力を求めたい。そのような理解と協力の下、利益相反を防止しつつ、円滑に産学官連携を推進することを期待するものである。

3. 利益相反ポリシーのルール

東京大学の教職員は、産学官連携に携わるのに当たって、産学官連携に伴う個人的な利益や提携先の利益等を優先する結果、大学の本来の使命である教育・研究や、附属病院における患者の治療や治験者の安全を、おろそかにするようなことがあってはならない。またそのような利益相反行為がなされているとの疑いを、社会から招かないように努めなければならない。

以上のような義務は、国立大学法人たる東京大学の教職員に課されるべき義務であり、守るべきルールであると考えられる。そのため、以下のような利益相反を防止し適切に対処するための体制を、構築し遵守することとする。

4. 利益相反を防止し、対処するための体制

(1) 利益相反委員会の設置

- ① 全学の機関として、利益相反委員会を設置する。
- ② 利益相反委員会の委員は、評議会の承認を得て総長が任命する。委員の過半数は、専門家や識者等の学外の第三者とする。
- ③ 利益相反委員会は、法令、東京大学の規則、本ポリシーに基づき、教職員が利益相反行為に当たらないとされる場合を規定するセーフ・ハーバー・ルールを策定する。また、セーフ・ハーバー・ルールを敷衍し補完する各部局の利益相反アドバイザー機関が策定するガイドラインを承認することができる。その他、利益相反に関する教職員の自己申告書の書式等、本ポリシーを実行するために必要な事項を定める。
- ④ 利益相反委員会は、本ポリシーに違反する教職員の利益相反行為につき、教職員の自己申告や本人との面談等の調査に基づき、法令、東京大学の規則、本ポリシー、セーフ・ハーバー・ルール、各部局のガイドライン、利益相反委員会の審査先例に従い、大学の利益を守るため大学の措置の原案を作成する。教職員に将来に向けた不利益処分を課す措置の

原案の作成もできるが、そのためには、適正な手続きを経なければならない。利益相反委員会の原案に基づき、総長が不利益処分決定を行なう。

(2) 利益相反アドバイザー機関の設置

- ① 各部局に利益相反アドバイザー機関を設置する。
- ② 利益相反アドバイザー機関の委員は、各部局の推薦に基づき、利益相反委員会が任命する。
- ③ 利益相反アドバイザー機関は、利益相反委員会が策定するセーフ・ハーバー・ルールを敷衍したり補完する部局に関するガイドラインを、利益相反委員会の承認を受けて策定する。
- ④ 利益相反アドバイザー機関は、法令、東京大学の規則、本ポリシー、全学のセーフ・ハーバー・ルール、各部局のガイドライン、利益相反委員会の審査先例等に基づき、利益相反に携わる部局教職員の相談に応じ、アドバイスを与える。利益相反アドバイザー機関で判断できない事例においては、利益相反委員会の判断を仰ぐこともできる。利益相反アドバイザー機関のアドバイスに従った教職員の行為については、利益相反委員会は審査に当たって十分に尊重することとする。

(3) 産学官連携に携わる教職員による情報の開示

- ① 産学官連携に携わる教職員は、産学官連携における利益相反問題をチェックするために必要最小限な範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、部局を通じて利益相反委員会に提出する。
- ② 教職員が提出した自己申告書は、プライバシー等に係わる部分を除き、情報公開制度に従って公開する。

東京大学利益相反行為防止規則の制定

東京大学の産学官連携活動における教職員の利益相反行為を防止し、同活動を適正かつ円滑に遂行するための基本的取扱いについて、東京大学利益相反ポリシーに基づき定める本規則案が承認された。

また、この規則は、本年4月1日に開催予定の「経営協議会」で審議後、「役員会」において正式に決定されることとなる。なお、文言等に変更の可能性を残していることに留意願いたい。

東京大学利益相反行為防止規則（案）

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、東京大学利益相反ポリシーが定めるところに従い、国立大学法人東京大学（以下「大学」という。）の産学官連携活動における大学の教職員の利益相反行為を防止し、大学の教職員が、産学官連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

2 東京大学の医学部附属病院及び医科学研究所附属病

院における教職員の利益相反行為の防止については、別に定める。

(適用範囲)

第2条 本規則は、常勤の教職員（以下「教職員」という。）に適用する。

(定義)

第3条 本規則において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

(1) 「利益相反行為」とは、教育及び研究等に関する大学の教職員としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させる行為をいう。次に掲げる行為は、利益相反行為と推定する。

イ 大学としての教育並びに研究及びその成果の活用という目的にそぐわない、専ら兼業先の企業等の利益を目的とする研究その他の活動に従事する行為

ロ 企業等との共同研究において、研究より生じる利益を不当に有利に自己又は親族が取締役、執行役、その他理事者を務める企業等に帰属せしめる行為

ハ 大学において指導する学生を、教育的な目的に反する産学官連携活動に従事させる行為

(2) 「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関、又はその他の団体をいう。

(3) 「産学官連携活動」とは、大学教職員が企業等と共同の事業に従事することをいう。

(4) 「セーフ・ハーバー・ルール」とは、教職員の行為の適正性を確保するための準則であって、それに従った行為は、利益相反行為に該当しない行為とみなされるものをいう。ただし、セーフ・ハーバー・ルールに従わない行為が、直ちに利益相反行為とされるものではない。

(5) 「利益相反ガイドライン」とは、特定の部局の教職員に関し適用される、セーフ・ハーバー・ルールを敷衍し補完する教職員の行為の適正性を確保するための準則をいう。

(利益相反行為の回避)

第4条 教職員は、産学官連携活動を行うに当たって、利益相反行為を行ってはならない。

第2章 利益相反委員会

(設置)

第5条 第1条の目的を達成することを任務とする利益相反委員会を置く。

2 利益相反委員会は、総長の下に置く。

(権限)

第6条 利益相反委員会は、前条の任務を達成するため、セーフ・ハーバー・ルールの制定及び改廃、各部局の利益相反ガイドラインの承認、利益相反行為防止に関する施策の決定、利益相反行為に関する自己申告書の書式の決定及びその審査、その他の利益相反行為を防止するための措置を行うことができる。

2 利益相反委員会は、法令、大学の規則、利益相反ボ

リシー、セーフ・ハーバー・ルール（第15条第3項によりセーフ・ハーバー・ルールの一部を構成するものとみなされる利益相反ガイドラインを含む。）及び利益相反委員会の審査先例に基づき、教職員の利益相反行為を防止又は排除するために、教職員に対し将来に向かって不利益な措置を行うこと、又は懲戒処分を行うことを総長に勧告することができる。

（組織）

第7条 利益相反委員会は、委員長1名及び委員4名をもってこれを組織する。委員長及び委員の過半数は、公認会計士、弁護士又はその他の外部有識者とする。

（委員長、委員の任免）

第8条 委員長及び委員は、教育研究評議会の承認を得て総長が任免する。

（任期）

第9条 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、その再任を妨げない。

（委員長）

第10条 委員長は、利益相反委員会の会務を総理し、利益相反委員会を代表する。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、代理者がその職務を代行する。

3 利益相反委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（会議）

第11条 利益相反委員会の会議は、委員長が招集する。

2 利益相反委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

第12条 利益相反委員会は、その事務を処理するため、利益相反委員会に事務局を置くことができる。

（報告書の提出）

第13条 委員長は、利益相反委員会終了後10日以内に総長に報告書を提出しなければならない。

第3章 利益相反アドバイザー機関

（設置）

第14条 各部局に利益相反アドバイザー機関を置く。

（権限）

第15条 利益相反アドバイザー機関は、当該部局の教職員に関する利益相反ガイドラインの制定及び改廃、その他の利益相反行為防止に関する当該部局における施策の決定を行う。また、利益相反アドバイザー機関は、法令、本規則、利益相反ポリシー、セーフ・ハーバー・ルール（次項によりセーフ・ハーバー・ルールの一部を構成するものとみなされる当該部局の利益相反ガイドラインを含む。）及び利益相反委員会の審査先例に従い、当該部局の教職員の利益相反行為に関する質問又は相談に応じるとともに、必要な助言又は指導を行う。

2 前項に定める利益相反ガイドラインの制定及び改廃は、第5条第1項に定める利益相反委員会による承認を

得なければならない。

3 利益相反委員会の承認を得た特定部局の利益相反ガイドラインは、当該部局の教職員に関しては、セーフ・ハーバー・ルールの一部を構成するものとみなす。

4 利益相反委員会は、第6条第2項に定める総長に対する勧告を行うに当たって、教職員の本条第1項に定める利益相反アドバイザー機関の助言又は指導に従った行為については、そのことを斟酌しなければならない。

（組織）

第16条 利益相反アドバイザー機関は、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）により組織される。

2 アドバイザーの定員は、各部局長が決定する。

3 アドバイザーが複数の場合は、利益相反アドバイザー機関の決定は、アドバイザーの過半数の決議をもって行う。

（アドバイザーの任免）

第17条 アドバイザーは、各部局長の推薦に基づき、利益相反委員会が任免する。

（任期）

第18条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、その再任を妨げない。

（利益相反委員会との関係）

第19条 利益相反アドバイザー機関は、利益相反委員会に必要な助言を求めることができる。

2 利益相反アドバイザー機関は、利益相反委員会の活動に協力しなければならない。

3 セーフ・ハーバー・ルール及び利益相反ガイドラインに定められていない事象が発生した場合は、利益相反アドバイザー機関はこれを利益相反委員会に速やかに報告しなければならない。

第4章 報告手続

（自己申告書）

第20条 産学官連携活動に携わる教職員は、利益相反に関する自己申告書を年度末に各部局を通じて利益相反委員会に提出しなければならない。

（報告書）

第21条 教職員は、利益相反アドバイザー機関が定める書式に従い、産学官連携活動に関する報告書を利益相反アドバイザー機関に提出することができる。

2 利益相反アドバイザー機関は、前項の報告書を提出した教職員に、当該報告書に基づき当該産学官連携活動の利益相反行為に該当する恐れの有無につき、第15条第1項の助言又は指導を行う。

（措置等）

第22条 教職員の行為が本規則に違反した場合、第6条第2項に定める利益相反委員会の勧告に基づき、総長は以下の措置を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 注意

(3) 嚴重注意

(4) 産学官連携活動の停止その他の利益相反行為の将来に向かったの排除措置

2 利益相反委員会は、前項の措置を総長に勧告するためには、措置の対象となる教職員に対し、書面又は口頭により弁明する機会を与えなければならない。

3 本規則に違反する教職員の行為が国立大学法人東京大学教職員就業規則（平成 年規則第 号）に規定する懲戒事由に該当する場合は、利益相反委員会は東京大学教職員懲戒規則（平成 年東大規則第号）に従い、懲戒処分を行うことを総長に勧告することができる。

第5章 雑則

（本規則の改廃）

第23条 本規則の改廃は、教育研究評議会の審議を経て行う。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

東京大学医学部附属病院規則の全部を改正する規則の制定

国立大学法人化に伴い、病院執行部等を新設する等、組織・運営体制の刷新を行うため、規則の全部が改正された。

東京大学医学部附属病院規則の全部を改正する規則（案）

東京大学医学部附属病院規則

（趣旨）

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則に定めのあるもののほか、東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の組織に関し必要な事項について定める。

（目的）

第2条 本院は、臨床医学の発展と医療人の育成のための教育と研究を行い、個々の患者に最適な医療を提供することを目的とする。

（病院長）

第3条 本院に、病院長を置く。

2 病院長は、医療法第10条の規定に則った者とする。

3 病院長は、院務を掌理する。

4 病院長の任期は、別に規則で定める。

（副院長）

第4条 本院に、副院長を複数名置く。

2 副院長の職務については、別に定める。

（病院執行部）

第5条 本院に、病院執行部を置き、病院長はその議に基づいて業務を執行する。

2 病院執行部は、病院長、副院長、事務部長、看護部長及び企画情報運営部長のほか、病院長が必要と認め

る者であって、次条の病院運営審議会で承認されたものによって構成される。

3 病院執行部に関し必要な事項は、別に定める。

（病院運営審議会）

第6条 本院に、病院長の諮問機関として病院運営審議会を置く。

2 病院運営審議会は、次の事項について病院長の諮問を受けた場合に答申を行うものとする。

(1) 主要人事に関する事項

(2) 病院組織の変更に関する事項

(3) 人事制度、定員の変更に関する事項

(4) 病院長適任者の推薦及び解任の請求に関する事項

(5) その他答申を行うべき事項

3 病院運営審議会は本院に対し、本院の運営に関する意見具申を行うことができる。

4 病院運営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

（運営支援組織）

第7条 本院に、病院執行部の支援組織として、人事部、医療評価・安全・研修部、企画経営部及び教育研究支援部を置く。

2 人事部は、教職員の採用・異動等人事に関する事項を処理する。

3 医療評価・安全・研修部は、医療の評価、医療安全及び教職員の教育研修に関する事項を処理する。

4 企画経営部は、病院の管理運営等に関わる情報分析、企画立案及び経営支援等に関する事項を処理する。

5 教育研究支援部は、教育と研究の支援に関する事項を処理する。

第8条 前条の各部に、部長を置く。

2 部長は、本院の常勤の教職員をもって充てる。ただし、特に必要があると認める場合には本学の常勤の教職員をもって充てることができる。

3 部長は、当該部の管理運営に関する業務を掌理する。

4 各部の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

（診療運営組織）

第9条 本院に、診療運営組織として、入院診療運営部、外来診療運営部及び中央診療運営部を置く。

第10条 前条の各運営部に、部長を置く。

2 部長は、本院の常勤の教職員をもって充てる。

3 部長は、当該運営部の管理運営に関する業務を掌理する。

4 各運営部の組織等に関し必要な事項は、別に定める。
（診療部門、部、センター及び室）

第11条 本院に、次の診療部門を置く。

(1) 内科診療部門

(2) 外科診療部門

(3) 感覚・運動機能科診療部門

(4) 小児・周産・女性科診療部門

(5) 精神神経科診療部門

(6) 放射線科診療部門

2 本院に、次の部、センター及び室を置く。

- (1) 薬剤部
- (2) 看護部
- (3) 事務部
- (4) 検査部
- (5) 手術部
- (6) 放射線部
- (7) 救急部
- (8) 輸血部
- (9) 周産母子診療部
- (10) リハビリテーション部
- (11) 医療機器・材料管理部
- (12) 集中治療部
- (13) 病理部
- (14) 角膜移植部
- (15) 無菌治療部
- (16) 光学医療診療部
- (17) 血液浄化療法部
- (18) 医療社会福祉部
- (19) 臨床試験部
- (20) 感染制御部
- (21) 企画情報運営部
- (22) 大学病院医療情報ネットワーク研究センター
- (23) 臓器移植医療部
- (24) 栄養管理室
- (25) 労働安全衛生管理室
(部門長及び副部門長)

第12条 前条第1項に掲げる各診療部門に、部門長を置く。特に必要があると認める場合には、複数名の副部門長を置くことができる。

- 2 部門長及び副部門長は、第14条に定める教育診療医である常勤の教職員をもって充てる。
- 3 部門長は、病院長の命を受け、当該組織の管理運営に関する業務を掌理する。
- 4 副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故があるときにはその職務を負う。
- 5 部門長及び副部門長の任期は就任した日の属する年度の末日までとするが、病院長の任期終了日を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 各診療部門に関し必要な事項は、別に定める。
(部長及び副部長)

第13条 第11条第2項に掲げる各組織に、部長、センター長又は室長（以下「部長」という。）を置く。特に必要があると認める場合には、複数名の副部長、副センター長又は副室長（以下「副部長」という。）を置くことができる。

- 2 部長及び副部長は、本院の常勤の教職員をもって充てる。ただし、副部長は非常勤の教職員をもって充てることできる。
- 3 部長は、病院長の命を受け、当該組織の管理運営に関する業務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときにはその職務を負う。

- 5 部長及び副部長の任期は就任した日の属する年度の末日までとするが、病院長の任期終了日を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前項の任期は、教員であって部長及び副部長である者に適用する。
- 7 各組織に関し必要な事項は、別に定める。
(教育診療医及び教育研究医)

第14条 本院において、主として教育と診療に従事する者を教育診療医とする。

- 2 本院において、主として教育と研究に従事する者を教育研究医とする。ただし、病院長の許可により、一部の診療に従事することができる。
- 3 教育診療医及び教育研究医の詳細は、別に定める。
(執行諮問会議、諮問幹事会及び委員会)

第15条 本院に、病院長の諮問機関として執行諮問会議、諮問幹事会及び委員会を置く。

- 2 執行諮問会議、諮問幹事会及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第2次学力試験（前期日程・後期日程）の出願受付終わる

平成16年度第2次学力試験の願書受付が1月26日（月）から始まり、2月4日（水）に締め切られた。

志願者数は次のとおりである。

前期日程入学志願者数等

科 類	募集人員	志願者数	倍 率	前 年 度 の 倍 率
文科一類	373	1,235	3.31	3.13
文科二類	327	1,094	3.35	3.27
文科三類	432	1,708	3.95	3.44
理科一類	1,025	2,718	2.65	2.81
理科二類	492	1,941	3.95	3.86
理科三類	80	480	6.00	4.53
合 計	2,729	9,176	3.36	3.24

後期日程入学志願者数等

科 類	募集人員	志願者数	倍 率	前 年 度 の 倍 率
文科一類	42	1,079	25.69	18.52
文科二類	38	536	14.11	17.45
文科三類	53	1,107	20.89	18.06
理科一類	122	1,968	16.13	17.41
理科二類	59	610	10.34	11.20
理科三類	10	155	15.50	18.40
合 計	324	5,455	16.84	16.67

（学生部）

第2次学力試験（前期日程）及び外国学校卒業学生特別選考の受験者数決まる

本学の平成16年度第2次学力試験（前期日程）の第1段階選抜が行われ、2月12日（木）午後、本郷構内において合格者が発表された。また、外国学校卒業学生特別選考第1次選考も行われ、1月下旬に各人あて通知された。

これにより、2月25日（水）・26日（木）及び27日（金）に、本郷・駒場の両地区試験場において行われる前期日程の第2次学力試験及び外国学校卒業学生特別選考第2次選考の受験者数が確定した。

なお、各科類の合格者数は下表のとおりである。

前期日程第1段階選抜結果

科 類	募集人員	志願者数	倍率	第1段階選抜		合格者科類別成績		
				合格者	予告倍率	最高点	最低点	平均点
文科一類	373	1,235	3.31	1,120	3.0	794	516	680.08
文科二類	327	1,094	3.35	981	3.0	766	599	674.61
文科三類	432	1,708	3.95	1,302	3.0	772	615	671.11
理科一類	1,025	2,718	2.65	2,565	2.5	785	609	694.39
理科二類	492	1,941	3.95	1,726	3.5	781	602	678.38
理科三類	80	480	6.00	321	4.0	782	676	730.44
合 計	2,729	9,176	3.36	8,015				

外国学校卒業学生特別選考第1次選考結果

科 類	第1種（外国人）		第2種（日本人）	
	志願者数	第1次 選考 合格者	志願者数	第1次 選考 合格者
文科一類	11	2	42	10
文科二類	30	9	11	6
文科三類	8	6	26	15
理科一類	52	12	20	13
理科二類	13	4	12	8
理科三類	3	1	9	5
合 計	117	34	120	57

（学生部）

≡ 部局ニュース ≡

退官教官の最終講義

このたび、本学を退官される方々の最終講義・講演等の日程と題目をお知らせいたします。

大学院理学系研究科・理学部

森澤 正昭 教授 4月10日(土) 10:00~11:30
(附属臨海実験所) 臨海実験所実験研究棟
ゼミナール室
「三崎での研究 そして出会い」

近藤 矩朗 教授 3月12日(金) 15:00~17:00
(生物科学専攻) 理学部2号館 大講堂
「植物と環境」

大学院農学生命科学研究科・農学部

北原 武 教授 3月12日(金) 14:00~16:00
(応用生命化学専攻) 弥生講堂一条ホール
「『ものづくり屋』の四十年 -新しい機能性物質を求めて-」

箕輪 光博 教授 3月12日(金) 15:00~16:30
(森林科学専攻) 農学部1号館 地階第4講義室
「森林経理から見た世界」

佐藤 洋平 教授 3月19日(金) 15:00~16:30
(生物・環境工学専攻) 農学部7号館A棟1階
114-115講義室
「農業土木の黎明期にあそぶ」

大賀 圭治 教授 3月16日(火) 13:30~15:00
(農学国際専攻) 農学部1号館 8番教室
「世界の食料需給と私」

大学院総合文化研究科・教養学部

高橋 正征 教授 3月6日(土) 15:00~16:30
(広域システム科学系、生物部会)
教養学部13号館 1313講義室
「“次世代へのメッセージ”」

小川 浩 教授 3月10日(水) 16:00~17:30
(言語情報科学専攻) 教養学部12号館 1212教室
「二つのEaster homilies -古英語
散文史の一断面-」

地震研究所

笠原 順三 教授 3月26日(金) 13:30~
(地震地殻変動観測センター)

地震研究所 第一会議室
「Spatial and Temporal よもやま
話し」

兼岡 一郎 教授 3月29日(月) 13:30~
(地球ダイナミクス部門) 地震研究所 第一会議室

「同位体・地球・進化 -マントル
を巡って30年」

海洋研究所

杉本 隆成 教授 3月24日(水) 15:00~17:00
(海洋生物資源部門環境動態分野)

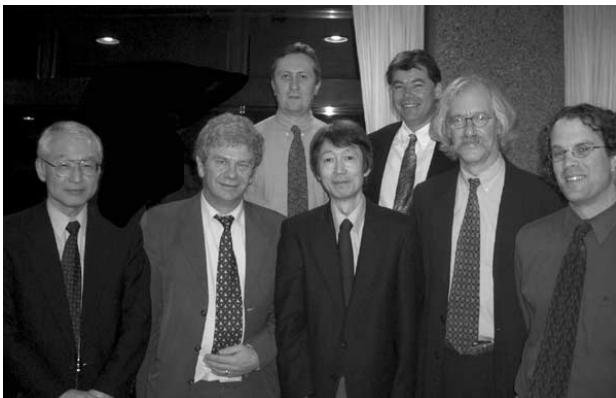
海洋研究所 講堂
「海の流れと生物生産 -その構造
と変動-」



「人文社会科学の空間情報科学」シンポジウム

科学研究費補助金特定領域B「人文社会科学の空間情報科学」(代表:岡部篤行)の6年間の研究総括として、1月29(木)~31日(土)に一連の研究会が行われた。米国からこの研究と同様の趣旨の研究プロジェクトを行っているAnselin教授、Rey教授を始め、空間情報科学の方法を民族学、考古学、都市経済に応用して研究を進めているMatthews教授、Ryan教授、Duranton教授らの国際的著名な学者を招聘し、活発な研究会が行われた。29日(木)には上記研究を遂行した班ごとの4つのワークショップ、30日(金)には山上会館大ホールで約80名の公開シンポジウム、31日(土)には少人数の個別テーマの研究会がそれぞれ開催された。

30日(金)の公開シンポジウムでは、午前中は上記研究を遂行した経済・経営班(代表:金本良嗣)、人文地理班(代表:高阪宏行)、考古学班(代表:泉拓良)、空間データ取得班(代表:柴崎亮介)、空間データ管理・表示班(代表:貞広幸雄)より6年間の成果が発表された。午後は海外からの招聘研究者により、空間情報科学の社会科学への適用法、探索的時空間分析、野外調査における空間情報科学、詳細空間データによる地域特性の抽出、空間モデルへの空間解析ツールの応用といった内容の招待講演が行われた。シンポジウム後は懇親会が開催され、人文社会科学と空間情報科学のさらなる展開について熱心な議論の輪が広がった。



Anselin、Duranton、Matthews、Rey、Ryan各教授と
岡部篤行全体代表、金本良嗣経済班代表

(大学院工学系研究科・工学部)

≡ 掲示板 ≡

第101回(平成16年・春季)公開講座の開催 決まる メインテーマは「はじまり」

歴史から学ぶさまざまなことがらのひとつに、ものごとのはじめにあった状況、はじめに立てた方針が、その後の発展・隆盛、場合によっては衰亡にいたるまで、非常に大きな影響を与えてきた事実があります。これは人類や文明の歴史についてはもちろんのこと、自然界の歴史についてもあてはまることです。このため、どの学問領域においても、「はじまり」を分析することは「今後」を予測する上で重要な意味を持っています。

東京大学はこの4月から、国立大学法人として新たな「はじまり」を迎えます。この機会に、さまざまな学問領域において「はじまり」を振り返り、それを通じて未来を考えることを目指して、第101回の公開講座を企画いたしました。

講座を構成する10の講義は、宇宙・地球・生命といった自然界に關することがら、歴史・宗教といった文化に關することがら、国家・金融・技術といった社会に關することがら、そして運動と健康という我々の日常に密着したことがらと、たいへん多岐に亘っています。まったく異なる学問と認識されてきた領域の間に、「はじまり」というキーワードでの共通点が見出せるのか、企画委員一同も興味津々の構成となりました。講座に参加されるみなさんにも、東京大学の新たな出発にあたってのこの知的な冒険にご同行いただければ幸いです。

第101回東京大学公開講座企画委員会
委員長 河野 通方
(大学院新領域創成科学研究科長)

第101回（平成16年春季）東京大学公開講座
「 は じ ま り 」

● プログラム

時 間	講 義 題 目	講 師
【第1日】 4月3日（土）		
13:30 ～ 13:40	開講の挨拶	東京大学総長 佐々木 毅
13:40 ～ 15:00	宇宙における天体と大構造のはじまり	理学系研究科長 岡村 定矩 (専攻分野：銀河天文学)
15:20 ～ 16:40	初飛行から100年、飛行機がとべるまで	工学系研究科教授 鈴木 真二 (専攻分野：航空宇宙工学)
【第2日】 4月10日（土）		
13:30 ～ 14:50	水惑星地球のはじまり	理学系研究科助教授 阿部 豊 (専攻分野：惑星科学)
15:10 ～ 16:30	仏教のはじまり	人文社会系研究科助教授 下田 正弘 (専攻分野：インド哲学仏教学)
【第3日】 4月17日（土）		
13:30 ～ 14:50	新しい生命科学のはじまり	総合文化研究科長 浅島 誠 (専攻分野：基礎生物科学)
15:10 ～ 16:30	新しい時代の健康と運動	総合文化研究科教授 小林 寛道 (専攻分野：身体運動科学)
【第4日】 5月8日（土）		
13:30 ～ 14:50	ヨーロッパ統合のはじまり	経済学研究科教授 廣田 功 (専攻分野：近現代フランス社会経済史)
15:10 ～ 16:30	生命のはじまり	新領域創成科学研究科教授 渡邊 公綱 (専攻分野：先端生命科学)
【第5日】 5月15日（土）		
13:30 ～ 14:50	歴史学のはじまり —ヘロドトスとトゥキュディデス—	人文社会系研究科教授 櫻井 万里子 (専攻分野：古代ギリシャ史)
15:10 ～ 16:30	日本銀行のはじまり	経済学研究科教授 伊藤 正直 (専攻分野：日本経済・金融史)
16:30 ～ 16:40	閉講の挨拶	企画委員長（新領域創成科学研究科長） 河野 通方

◎聴講申込の御案内

聴講資格	成人一般・大学生・高校生
定員	800名 ※定員に到達次第締め切ります。
会場	東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大講堂（安田講堂）
聴講料	全講義（5日間） 4,000円（講義要項代を含む） 選 択（1日） 1,000円（講義要項代を含む） ※高校生、東京大学の学生・教職員は半額とします。 なお、いったん頂いた聴講料は返還できません。
申 込 方 法	
1. 聴講の申込	往復はがきでお申し込みください。 1. 往復はがきの裏面に、氏名（フリガナ）・性別・年齢・郵便番号・住所・電話番号・職業・聴講日・前回までの本公開講座受講の有無（有の場合は受講時の聴講券番号）を記入してください。なお、聴講日は全講義又は選択のいずれかを必ず記入し、選択の場合は聴講月日も併せて記入してください。 2. 返信はがきの表面に申込者の郵便番号・住所・氏名を記入し、裏面には何も記入しないでください。
2. 聴講申込先	〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学事務局気付 財団法人 東京大学総合研究会
3. 聴講料の払込	「聴講券」が届き次第、最寄りの郵便局で備付けの郵便振替用紙により、下記の口座宛に聴講料を振り込んでください。 口座番号 00100-6-110037 加入者名 東京大学総合研究会 払込人住所氏名欄の最後に「聴講券番号」を必ず記入してください。
4. 聴講初日	「聴講券」と聴講料振込の際手渡された「郵便振替払込金受領書」を会場受付にご持参ください。講義要項は会場受付でお渡しします。
5. 修了証書	「全講義」申込で3日以上出席された場合には、ご希望により修了証書を差し上げます。 （「選択」申込で3日以上出席されても交付できません）

※ なお、本公開講座では、初の試みとして、高校生を対象とした駒場キャンパス・柏キャンパスへのインターネット中継を実施いたします。

◎問い合わせ先

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学事務局気付
財団法人 東京大学総合研究会
電話番号 03-3815-8345

◎問い合わせ日時 祝日を除く毎週月曜日から金曜日までの午前9時30分から正午までと
午後1時30分から午後5時までです。

中央食堂の休業について

中央食堂は空調機改修工事のため、下記の期間終日閉店しますので、お知らせします。

皆様にご不便をおかけしますが、ご了承ください。

3月7日（日）～3月29日（月）

工事期間中、本郷地区の生協食堂の営業時間は下記のとおりです。

银杏・メトロ	11:00	～	21:00
第二食堂	8:30	～	14:30

なお、土曜日の営業は3月13日（土）・27日（土）のみです。（いずれも第二食堂）

（学生部）

東京大学21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第1回シンポジウム開催

大学院法学政治学研究科中山信弘教授を拠点リーダーとする本プロジェクトは、ビジネスローの領域におけるソフトローに重点をおき、政府規制、市場取引、情報財（知的財産における諸規範）の三部門における研究教育の拠点形成の遂行を目的としています。第1回シンポジウム「現代における倫理・社会規範と法：ソフトロー研究の将来展望」を比較法政国際センター、ビジネスローセンター、学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」との共催により、下記のように開催いたします。

日時：3月12日（金）13:30～16:30（受付13:00～）

場所：アカデミーヒルズ・六本木フォーラム オーディトリウム（港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー49F）

総合司会：中山信弘 大学院法学政治学研究科教授
・COEプログラム拠点リーダー/情報財部門リーダー

13:30～13:35

本シンポジウムの趣旨説明：中山信弘

13:35～13:40

挨拶：菅野和夫 大学院法学政治学研究科長/法学部

13:40～14:30

第1部：企業と倫理・社会規範

報告：神田秀樹 大学院法学政治学研究科教授・COEプログラム市場取引部門リーダー

「企業の社会的責任：経団連企業行動憲章やOECD多国籍企業行動指針を例として」

コメント：宮廻美明 大学院法学政治学研究科教授

コメント：加藤元彦 外務省経済局国際機関第二課長
Q & A

14:30-15:20

第2部：医療分野における倫理と社会規範

報告：樋口範雄 大学院法学政治学研究科教授

「医療における規範とソフトロー」

コメント：畔柳達雄 兼子岩松法律事務所弁護士

Q & A

15:20-15:30 休憩

15:30-16:20

第3部：倫理・社会規範研究の理論的基礎

報告：松村敏弘 社会科学研究所助教授、
藤田友敬 大学院法学政治学研究科助教授

「社会規範の法と経済：その理論的展望」

コメント：柳川範之 大学院経済学研究科助教授

Q & A

16:20-16:30

総括：中里 実 東京大学教授・COEプログラム政府規制部門リーダー

ご参加希望の方は、氏名・所属を明記の上、e-mail: coe-law@j.u-tokyo.ac.jp まで、ご連絡ください。

（大学院法学政治学研究科・法学部）

総合図書館備付け図書の推薦について

総合図書館では、学生の学習・研究を助け、教養をより豊かにするために、全学の教官（常勤講師以上）から図書を推薦していただく制度を設けております。

つきましては、平成16年度夏学期授業に向けて下記のとおり図書の推薦をお願いいたします。

記

1. 取りまとめ窓口 各部局図書館（室）
2. 推薦期限 平成16年3月26日（金）
なお、その他の図書の推薦は常時受け付けます。
3. 推薦方法 総合図書館備付け図書推薦要領による。

（附属図書館）



原 稿 募 集

「学内広報」に学内の情報をお寄せください。

- ・文字数 800字以内
- ・写真には、キャプション（説明文）を添えてくださるようお願いします。

「学内広報」には、みなさんから投書を寄せていただく欄として「噴水」、東京大学と社会との連携・協力情報を紹介するための欄として「窓」が設けられています。これらの欄への投書要領は次のとおりです。

「噴水」

- 1 本学における教育・研究活動等に関する意見を述べたものであること。
- 2 個人の投稿で所属・氏名を明記したものであること。
- 3 他者への非難・攻撃を含まないものであること。

「窓」

「東京大学とその周辺地域の歴史」、「学外機関より本学構成員への表彰」、「学外の方からの東京大学に関する意見」など、東京大学と社会との関係に関する情報であること。

以上の要件をそなえるものの中から、広報委員会が適当とするものを、適宜、掲載します。

送り先 東京大学事務局総務部総務課広報室
03-3811-3393 内線：82032、22031、 FAX：3816-3913
E-mail：kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

◇広報室からのお知らせ

平成15年度「学内広報」の発行日及び原稿締切日を、東京大学のホームページに掲載しました。

URL: <http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/soumu/soumu/kouhou.htm>

日米の講義のちがいについて

早いもので日本に帰ってきてからもう8年半になろうとしている。アメリカの大学で17年間教育研究に従事し、大学院時代も含めて22年間過ごした私が東大に赴任して最初に驚き、そして今も重大な問題と感じているのは「制度上は助手が講義を担当できない」ということである。30歳の時から助教授（日本の助手に相当するが独立している）

として有機化学の講義をしてきた身には、基礎的な概念や反応を学生に分かりやすく教えるということが、自分自身のために如何に役に立ったかが痛いほど分かるからである。知っているということと、教えることができるということは別物である。同じことを数年も教えていると、あたかも自分の血と肉になったかのように身に付いてきて、研究の進展に直接、間接に寄与したことが少なからずあった。講義中にやる気のある学生を刺激して、さらに大きく育ててもらおうという楽しみもある。このように研究者にとって大きく羽ばたく源泉ともなる「講義をする機会」が前途有為の若手助手に与えられていな

（淡青評論は、学内の職員の方々をお願いして、個人の立場で自由に意見を述べていただく欄です。）



いのは我が国の教育制度の重大な欠陥の一つだと思う。

ついでに講義について彼我の違いに多少触れておくと、アメリカでは例えば「上級有機化学」は週に50分講義を月、水、金と3回やっていたが、日本では殆どの講義が週1回のようなものである。試験は最終試験を含めて少なくとも3回は行っていたが、日本では中間試験すら学生から嫌われる。アメリカでは教官が許可すれば、優秀な学部学生が大学院の講義を受講して単位を取ることが出来るが、

日本ではどんなに優秀な学生でも時間割にがんじがらめにされていて受講できないし、仮に受講したところで単位は貰えないだろう。アメリカでは大学院1年生は重要な基礎科目や専門科目の講義を受講するのが主で、研究は後期の午後に始めるくらいであるが、日本では胸を張れるような大学院カリキュラムがあるところは？

まだ、彼はアメリカほけが直っていない、という声が聞こえてきそうだが、長年アメリカで「日の丸」を背負って生きてきた者として、これからの日本が少しでも良くなってほしいと問題提起した次第である。

（大学院薬学系研究科 福山 秀）

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報委員会の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報委員会までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、総務課広報室を通じて行ってください。

No 1282

2004年2月25日

東京大学広報委員会

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学総務課広報室 ☎ (3811) 3393

e-mail kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

ホームページ <http://www.u-tokyo.ac.jp/jpn/index-j.html>